

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費 補助金の募集について

畜産課からの補助事業のお知らせ

本事業は、農場で使用している古い照明設備、給湯設備、冷蔵設備などを**更新する際、省エネ基準を満たす機器の導入に活用いただける補助事業**です。

(第4次追加募集より畜産農家も対象となりました。)

募集について

・対象設備：**照明設備、給湯設備、冷蔵設備等**

※更新する設備は、更新する前の設備と同一の目的で使用し、同等の仕様・性能を有するものとなります。

・補助率：2 / 3 以内 (上限300万円,下限25万円)

(例) 税抜450万円の省エネ機器を導入 補助金:450万円×2/3=300万円

税抜600万円の省エネ機器を導入 補助金:上限の300万円

(※バルククーラーは省エネ基準を満たす機器がないため対象となりません)

・申請期間：令和6年7月31日まで

申請方法：郵送

申請先：省エネ・再エネ設備導入加速化事業費
補助金事務局

※申請様式は県HPよりダウンロードをお願いします。

※令和7年2月10日までに実績報告が必要です。

詳細は別紙チラシをご参照ください。

問い合わせ先

農政部畜産課 畜産振興担当、農業革新支援スタッフ

電話：055-223-1607

東部家畜保健衛生所 保健指導課 電話：055-262-3166

西部家畜保健衛生所 保健指導課 電話：0551-22-0771

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金（農業者等）

第4次追加募集について

〈事業の目的〉

コロナ禍における原油価格や物価高騰等により農業経営が厳しさを増すなか、安定的な経営継続や発展を目指す農業者に対して、エネルギーコスト削減による経営体質強化を図るため、省エネ設備等の導入を支援する。

〈対象者〉

・農業者、農業者の組織する団体（JA等）、水産養殖業者等、畜産農家等

※第1次～第3次募集で本補助金を申請した方も、再度申請することが可能です。

〈想定される補助事業内容（概要）〉

区分	対象設備※2	補助率	補助額
省エネ設備の更新 ※1	・ <u>照明設備、LED 機器</u> ・ <u>高効率空調</u> （農業用温風暖房機等） ・ <u>業務用給湯器・温水機器</u> ・ <u>冷凍冷蔵設備</u>	3分の2以内	1事業所あたり、 <u>上限300万円</u> <u>下限25万円</u>
再エネ設備の新設・ 増設・更新（自家消費型のみ）	・ 太陽光発電施設 ・ 蓄電池など		1事業所あたり、 <u>上限600万円</u> <u>下限100万円</u>

※1 既存の設備よりエネルギー消費が削減され、更新前と同等の仕様のもの

※2 対象設備の詳細については申請要領を参照

【補助金の活用例】

- ・ 導入後30年以上経過している農業用温風暖房機を更新
- ・ 農作物を出荷まで一時保存している冷蔵設備（冷蔵庫）を省エネ性能の高い設備へ更新
- ・ 牛舎に設置している搾乳機器洗浄等に使用する業務用給湯器を省エネ性能の高い設備へ更新
- ・ 畜舎の蛍光灯をLED照明設備へ更新
- ・ 洋蘭栽培のハウスに設置している業務用エアコンを省エネ性能の高い設備へ更新 …など

〈申請にあたっての留意点〉

- ・ 支払方法については、振込のみとなります。
- ・ 申請書の提出から交付決定まで数ヶ月要する場合がありますので、事前着手届の提出をご検討ください。

〈申請方法・申請先・申請様式〉

申請方法 郵送のみ

申請先 省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事務局
〒400-0031 山梨県甲府市丸の内二丁目16番4号 丸栄ビル4階

申請様式 <https://www.pref.yamanashi.jp/shouko-kik/syouene.html>



〈申請期間・事業期間〉

申請期間 令和6年6月12日～令和6年7月31日

事業期間 交付決定日～令和7年2月10日

〈お問い合わせ先〉

山梨県農政部果樹・6次産業振興課

TEL 055-223-1601